

秋田県森の案内人登録制度実施要領

1 目的

県民参加の森づくりを推進するため、森林の役割や重要性を県民に広く伝える指導者を「秋田県森の案内人」として登録し、県民の森林・林業への理解の醸成を図る。

2 登録

知事は、登録申請のあった森の案内人が3の登録要件を満たすと認められる場合は、「秋田県森の案内人」として登録するものとする。

3 登録の申請

森林や林業、自然の知識を理解し、森林・林業体験や学習の指導を意欲的に取り組み、かつ、次の各号全てに該当する者は、「秋田県森の案内人」としての登録を知事に申請することができる。

- (1) 過去に「秋田県森の案内人」として認定され、現在も継続して活動している者
- (2) 「秋田県森の案内人」としての活動実績が次のポイント換算により、合計12ポイント以上ある者
 - ・平成28～30年度の活動実績1回につき 2ポイント
 - ・平成27年度以前の活動実績1回につき 1ポイント
- (3) (2)の活動実績の合計ポイントが12ポイントに満たない者は、次の指定の研修会を1回受講することにより、2ポイント加算することができる。

※指定研修会

- | |
|---|
| <p>1) 第1回秋田県森の案内人指定研修会
平成31年3月2日(土) 13:30～16:00
森林学習交流館「プラザクリプトン」大会議室
「子どもを対象としたインタープリテーション(伝える技術)」(仮題)
講師：つがる野自然学校 代表 谷口 哲郎 氏
盛岡広域森林組合 技師 高橋 久祐 氏
※実技演習を踏まえた対話型ワークショップ形式
(講義30分→演習50分→実技40分)</p> |
|---|

2) 第2回秋田県森の案内人指定修会

平成31年3月6日(水) 13:30~16:00

森林学習交流館「プラザクリプトン」大会議室

「森林環境教育：実践に役立つ活動事例について」(仮題)

講師：森林総合研究所多摩森林科学園 専門研究員 大石康彦 氏

4 登録手続等

(1) 秋田県森の案内人の登録を希望する者は、秋田県森の案内人登録申請書(第1号様式)を知事に提出するものとする。

(2) 申込み

1) 締切：平成31年3月20日(水)

2) 次の書類を同封して申し込むこと。

・秋田県森の案内人登録申請書(第1号様式)

・顔写真1枚(サイズ縦3cm×横2.4cm/カラー写真/申請前6ヶ月以内に撮影したもの/裏に氏名記入)

3) 申込先

〒010-8570

秋田市山王4丁目1番1号

秋田県農林水産部 森林整備課 調整・担い手班

(電話：018-860-1750)

(FAX：018-860-3899)

(3) 知事は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、秋田県森の案内人として適当と認めた者を、秋田県森の案内人登録者名簿(以下「登録者名簿」)に登録するとともに、秋田県森の案内人登録証(以下「登録証」という)を交付する。

5 登録期間

秋田県森の案内人の登録期間は、登録した日から3年を超えない年度末までとする。

6 登録の更新

(1) 秋田県森の案内人の登録は、更新することができる。

(2) 登録者が更新を受けようとする場合は、登録期間内に6回以上の活動実績があること。加えて、県が開催した研修会等に積極的に参加した者とする。ただし、やむを得ず当該研修会等を受講できなかった登録者については、特に知事が認める活動等をもって更新条件を満たすことができるものとする。

- (3) 更新の申請は登録有効最終年度の2月1日～2月末日を原則とする。
- (4) 申請に必要な書類等については、別に定める。

7 認定の取り消し

- (1) 知事は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を取り消すことができる。
 - 1) 登録者から登録取り消しの届出があったとき
 - 2) 本制度が目的とする活動を停止したとき
 - 3) その他本制度の信用を著しく損なったと認めるとき
- (2) 知事は7(1)の規定により登録を取り消したときは、当該登録者に対してその旨を通知するものとする。
- (3) 登録を取り消された者は、速やかに登録証を知事に返還しなければならない。
- (4) 活動を続けることができなくなった者（登録者が申し出ることができない場合は代理人）は、秋田県森の案内人登録証返納届（第2号様式）を知事に提出するとともに、登録証を返納しなければならない。

8 活動内容

秋田県森の案内人は、森林・林業活動等の派遣依頼に応じ、「森の案内」を行うとともに、森林・林業等の環境教育の普及に務めるものとする。

9 活動報告等

知事は、登録者の活動状況を把握するため、必要に応じて登録者に対して、秋田県森の案内人の活動報告を求めることができる。

10 研修会の実施

知事は、登録者に対し、森林・林業意識の向上や知識習得に資する研修会を実施するほか、必要に応じて情報の提供を行うものとする。

- 12 この要領で定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成31年1月31日から施行する。